

# 建築研究協会誌

Architectural Research Association

No.25

平成25年6月



口絵1 京都府庁旧本館 竣工当時の正面（古写真）



口絵2 京都府庁旧本館 竣工当時の記念写真 右側の袴姿が棟梁三上吉兵衛（古写真）



口絵3 京都府庁旧本館 現在の正面玄関周辺



口絵4 京都府庁旧本館 現在の北面 旧議場周辺



口絵5 史跡日吉神社境内 宇佐竈殿社 正面



口絵6 史跡日吉神社境内 宇佐竈殿社 正側面詳細

卷頭言

## これからの建築と省エネルギー

京都大学名誉教授（現・岡山理科大学教授）吉田 治典

福島原発の事故のあと「節電」が新たなキーワードになっている。本来、節電は、電気が不足するため電気エネルギーを節約することなのだが、エネルギーの自給ができていない我が国では、原発事故に起因する節電がトリガーとなって、再生可能エネルギーの買取り制度やスマートシティー構想まで含めたエネルギー需給問題全般に議論がおよんでいる。日本のエネルギー消費の1/3は建築関連であることから、節電を始めとするエネルギー問題は建築にも多くの変化をもたらしている。すでに太陽光発電は一般住宅にまで普及しているし、住宅、非住宅に関わらず照明ランプのLED化も急速に進展している。そこで、本報では建築とエネルギーについて自論を交えて考えて見たい。

### 建築と省エネルギー

読者は建築が省エネルギー的であることは昔から当然の要求であったはずと思われているのではないだろうか。しかし、我が国の建築基準法による省エネルギーの要求は、1979年制定の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称、省エネ法）」に沿って1980年に初めて定められた。実に、たった30数年前のことである。しかも注意しなくてはならないのは、省エネルギー性能の届出は義務であるが、性能を満たす義務はなく努力目標という位置づけに留まっていることである。もともと、この法律の主旨は燃料資源の有効な利用を目指すことにあって、総量規制的に省エネルギーを義務化するのではなく、効率的にエネルギーを利用して欲しいという、一步控えた要求（努力目標）としてスタートした。この主旨は今も変わっていない。

1990年代になると、世界では温暖化効果ガスの排出増加によって地球の気候が変わるという人類の存亡に関わる地球環境問題が登場する。これは、エネルギー問題とは全く次元が異なるのであるが、エネルギーの多くを化石燃料に依存しそれが温暖化の元凶であるCO<sub>2</sub>排出につながるため、建築の省エネルギーも旧来の主旨に上乗せする形で地球環境問題に対処し現在に至っている。日本は世界に冠たる省エネルギー国であると自負し、1997年には第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）を招致し、そこで京都議定書が採択された国としての自負があるのであるのだが、世界標準からすれば建築の省エネルギー性能すら義務化されていないと、その後進性を揶揄されることもある

のはこうした事情によるものと思われる。実際、10年前では、住宅で省エネルギー基準に合致しているのは12%、非住宅で70%と低率であった。最近、届け出義務を強化したり住宅のエコポイントによる効果などで向上し、住宅で48%、非住宅で85%程度となつたがまだ達成率は低く、今からゼロ・エネルギー建築を目指すとなれば、努力目標という要請では目標達成は危ういものとなるだろう。

上記した、いわゆる省エネ法は経済産業省と国土交通省が所管しており、建築基準法による省エネルギーもその枠組みの中で展開されている。一方、地球環境問題に対処するため「地球温暖化対策の推進に関する法律（通称、温暖化対策推進法）」が1988年に制定され、これは環境省が所管している。ここでは主にCO<sub>2</sub>排出の削減が主題になる。福島原発の事故以前は、原発がCO<sub>2</sub>をほぼ排出しないことから省CO<sub>2</sub>のためには原発という構図があり、電力会社対ガス会社のビジネス戦争は苛烈であった。省エネルギーと省CO<sub>2</sub>とが整理されない中で、エネルギーのユーザーサイドである建築がエネルギーのサプライサイドの戦争に常に巻き込まれるという不幸な事態は、当面鳴りを潜めているが解決はしていない。前記したように、再生可能エネルギーの促進は省エネルギーではなく温暖化防止が主旨であるが、省エネ法でも地球環境問題に対処する方向性を加味させたため種々の施策には類似の部分がある。そのため、報告義務が伴う施策では、建築のオーナーは国土交通省、経済産業省、環境省が統括する部局に別々に似たような届出や報告を出さねばならない。こうしたバラバラ行政も環境や省エネルギーにおける先進性を誇る我が国としては少々心もとない実情である。

そこで、昨年、建築の省エネルギーを2020年までに「義務化」しようという大きな法改正がなされた。さらにこの法改正では、義務化だけではなく、エネルギー消費の「効率を高める」という立場から、エネルギー消費の「絶対量を規制」するという改正も盛り込まれている。これは非常に大きな変革であって、ようやく時代に即した考え方で施策が移行し始めたと筆者は感じている。

## 省エネルギーにおける設計と運用

20年近く前から、筆者は実際のビルの省エネルギーを設計性能と運用性能の両面から調査分析することに興味を抱いてきた。多くのビルでは設計で達成されるはずの性能と実性能とが異なることが多い。その不具合の原因を探るために運転記録データを分析し、更にその解決方法を見出すなかから興味ある研究課題がどんどん見つかる。設計性能が達成されない原因となる不具合は多岐にわたる。生産プロセスの流れのなかでいえば、設計、施工から運用にまでおよび、対象範囲でいえばハードにもソフトにも関係する。従って不具

合の分析と対処には多くの経験と知見に基づく分析能力が必要となる。近年、このような、設計から運用に亘って性能を監視し高めるための一連の業務が重要になっている。これはコミュニケーションプロセスと呼ばれ新たなビジネスモデルになりつつある。

我が国の建築の省エネルギー設計が義務化されてこなかったことは既に指摘したが、省エネ法のもう一つの問題点は、設計性能を設計図書で確認するに留まり実際の運用性能は問わないという特殊性にある。つまり建物の完成時に、その省エネルギー性能を調べ検証することはなされず、大改修でもない限り未来永劫「省エネルギーであるはず」というレッテルが貼られる仕組みになっている。

建築の省エネルギーは、外皮の性能と、空調や給湯設備などの設備システムの効率という2つの指標で性能を規定しているが、建物の完成時に外皮の性能である断熱・気密性能や窓の日射制御性能の実測による検証は実施されていない。設備システムは少しされていくが原則はほぼ同じである。このように、実際の省エネルギー性能は検証されていないし、その義務もない。

近年、欧米で実運用性能を明確にすることが重要であるという認識が高まりつつある。例えばEUでは、CO<sub>2</sub>削減には建物の省エネルギーが最も重要であるとの認識から、10年ほど前にEPBD (Energy Performance of Buildings Directive) という建築の省エネルギーに関する指令を策定し、2010年にはそれがより詳細にかつ実効があるよう改訂された<sup>1)</sup>。その中では、資格を有する独立した専門家が建物のエネルギー性能の診断及び認証を行い、その結果を証明書として発行することを加盟国に求めている。この証明書は建物の売買や貸借の際に必要不可欠のものとされ、建物のエネルギー性能を建物の不動産価値と結びつけることを目指している。また空調システムなど、建物に付随するエネルギー関連設備も、資格を有する専門家により定期的にその性能を検査するよう法制化を義務づけている。

筆者も、設計性能と実性能に乖離があることが多いことから、数年前から空気調和衛生工学会近畿支部において、低炭素社会の実現に向けた既存建築物の評価方法を開発する委員会を主導し、設計性能と運用性能の2軸で省エネルギー性能を評価する新しいシステムを開発した（図1）<sup>2)</sup>。ここでいう設計性能は設計図書に基づいて算出し、運用性能は実際のエネルギー消費量から求めることにしている。図1（左）に示すように、本来は設計性能も運用性能も高くありたい。これを「優等生」とすれば、設計性能は高いのに運用性能が低い建物は、本来はできる能力があるのに「不精」をしていると位置付けられる。筆者の経験ではこの種の建物が結構みられる。一方、設計性能はさほどでもないが運用性能が高い場合もあり、これは「努力家」と呼んでいい。確かに、冷房設定室温を異常に高め

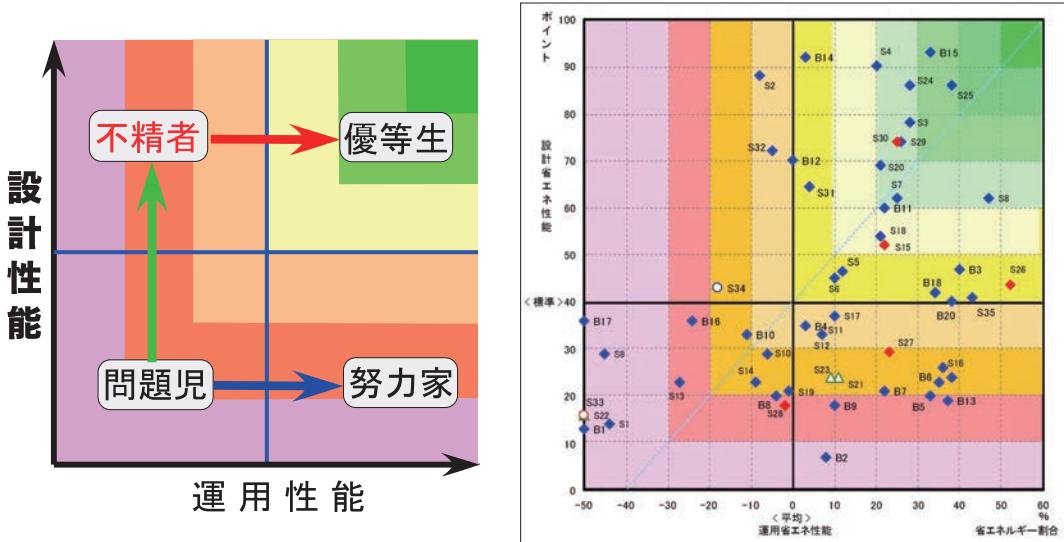


図1 設計性能と運用性能による2軸評価法

たり、照度が異常に低かったりと、環境条件が悪いことで省エネルギーになっている建物もあることから、この評価は公平ではないのではという議論はあったが、そういう建物は、いずれ借り手もなくなり存続し得ないので、こういう事情は考えなくてもいいだろうとされた。

図1（右）は、この評価システムを用いて実際の建物を評価しプロットした例である。不精者が比較的少なく努力家が多いという結果になっているが、サンプル評価で選ばれた建物は管理がいい建物が多いこと、ならびに最近の節電要求で短期的には環境条件を低下した少し無理な削減をしていることも関係しているものと思われる。評価の結果、両性能とも低い「問題児」とされた建築を改善するには、断熱を強化したり、照明をLEDに換えたり、効率のよい最新の空調機器に更新したりして省エネルギー改修をし優等生に近づけるか、非効率な運転の原因、つまり不具合を検知して、それを解消することが必要である。こうした設計性能と運用性能の両方を用いた評価法は今までにないユニークなもので、これにより省エネ改善をするにはどういう方向性の努力が必要になるのかという、その建物の立ち位置が見えてくる。

### コミッショニングの必要性

コミッショニングはもともと英国で生まれた性能検証過程であるが、最近、米国での導入が進んでいる。コミッショニングは日本語で「性能検証」と訳されることもあるが、本来の主旨が明瞭に表せないため、最近ではコミッショニング（以後 Cx と略す）が技術用

語として定着し出している。当初、Cxは、竣工後、設計の意図通りに完成しているかどうかを第三者が検証することとして始まり、その後色々なフェーズのCxが提案されるに至ったが、最近では大きく2つのフェーズのCxに集約されてきた。

一つは新築建物のCx過程である。これは、建物のオーナーと使用者が求める室内環境、ならびに省エネルギー・省CO<sub>2</sub>性などに関する要求性能をOwner's Project Requirement (OPR)として明文化し、これを実現するために下記を実施する。

- ・企画、設計・施工・引渡しの各フェーズで関係者に対して助言と確認を行う。
- ・独自に設計内容や実システムを検証して意見を述べる。
- ・引渡し時には機能性能試験を実施する。
- ・運用段階で要求性能が達成されるように運転マニュアルを整備する。
- ・管理オペレータの教育訓練を実施する。

Cxにおいては、要求性能を明文化することだけではなく、その要求性能をどのように達成したかを記録文書として残し、要求性能実現の過程を関係者全員で共有することが重要視されている。今までの日本の建築施工では、これらは大なり小なり施工者によって実施してきたのだが、近年、契約では明確にされないこうしたケアが費用削減のあおりでどんどん消滅している。そのため、こういうケアがもとから存在せず、性能確保のためにCxを採用した英国や米国の手法が我が国でも必要になり出したといつていい。こうした展開は、我が国とよく似た業態構造のドイツでも生じているようであり、世界標準の動きといえる。確かに、性能をOPRという文書で明文化し、性能の検証過程を第三者が文書に残してエビデンス化するというのは、今までとは異なるガラス貼りの現代的プロセスといつていい。

もう一つは既存建物のCx過程である。既存建物は大概、建物の使われ方が当初の設計与条件とは異なるため、設計条件をそのまま当てはめた環境性能やエネルギー性能の達成は現実的ではない。また、通常、システムの一部が改修されたり制御設定値が変更されたりしていて、竣工時の状態がそのまま維持されている建物は希である。そのため既存建物で運用時の省エネを図るCxには、次のような作業が必要となる。

- ・現時点で求められる要求性能を新たに作る。
- ・それを達成するための調査・提案と調整・改修を行う。
- ・その後、機能性能試験をして引き渡す。

既存建物のストックは膨大であることから、世界的にこのCxの重要さは年々増している。というより、既存建物のCxのほうが新築建物のCxより重要になりつつあるといつてよい。

実際、米国では、環境共生建築のレベルを評価し認定するLEED(Leadership in Energy

and Environmental Design) という仕組みがあり、Cx を実施することが条件になっている。また日本に建設される米軍の施設でも Cx が要求され、技術者が遙々米国からやってきて実施している。先に述べた欧州の EPBD のエネルギー性能証明書の発行も Cx の一部といってよい。最近、我が国では、東京都条例でトップレベル事業所の認定に Cx が評価項目として導入されたが、残念ながらまだ認知度は低い。このように Cx は世界的に徐々に浸透しつつある。

## まとめ

本稿では建築と省エネルギーの現状や評価法の課題、ならびに実性能の達成には今後コミッショニング (Cx) が重要になるであろうことを述べた。我が国も建築の省エネルギー性能を義務化する方向で走り出ましたが、その達成には Cx が重要な役割を果たすものと信じている。世界では地球環境保護の観点からゼロ・エネルギー・ビルをターゲットとして、IT 技術を使ってビッグデータを省エネルギーに活かすなどの工夫を折り込んだスマートシティ構想などが次世代を担うビジョンとして華々しくもてはやされている。しかし、計画した性能を実際に達成するには Cx という地道なアプローチが不可欠であろう。そのためには Cx の技術だけではなく、それを担う技術者の資質も重要である。すでに米国では全米 Cx 協会が学会とも連携して Cx を実施する資格者作りの動き始め、それを国際的な資格認証として広めようとしている。

筆者は、この10年間ほど、研究として Cx に関与してきたが、昨年からは NPO 法人建築設備コミッショニング協会<sup>3)</sup>の理事長として、Cx を社会に広めるために海外動向を含めた様々な情報提供を行っている。そんな中、我が国は全てにおいてグローバルな動きに対応する対応が他国より遅いという危機感を禁じ得ない。世界の動きに遅れをとらず、旧世代の慣習が詰まったガラパゴスにならないように、変革が不可欠であろう。

## 参考文献

- 1) 萩原愛一、建物のエネルギー性能に関する EU の指令—ゼロ・エネルギーを目指して—、外国の立法、国立国会図書館調査及び立法考査局、2010.
- 2) 特別委員会報告、「低炭素社会の実現に向けた既存建築物の環境評価システムの精度向上に関する検討」、空気調和衛生工学会近畿支部、2012.
- 3) 建築設備コミッショニング協会ホームページ、<http://www.bsca.or.jp/>

## 目 次

---

### 口 絵

卷頭言 これからの建築と省エネルギー

京都大学名誉教授（現・岡山理科大学教授） 吉田治典 ..... 1

### 京都府庁旧本館について

主席研究員 野々部万美恵 ..... 8

### 史跡日吉神社境内 宇佐竈殿社保存修理工事について

研究員 古莊貴也 ..... 24

研究報告・事業報告 ..... 25

### 名 簿

編集後記

# 京都府庁旧本館について

主席研究員 野々部万美恵

## 1. はじめに

京都府庁旧本館は、明治34年（1901）11月起工、同37（1904）年12月竣工した煉瓦造一部石造2階建てである。昭和58年（1983）4月に京都府指定有形文化財（建造物）の第1号に指定され、その後、平成16年（2004）12月に重要文化財に指定される一方、現在も現役庁舎として使用されているのは全国的に珍しい。

当協会は、過去、旧本館の耐震調査や保存活用計画、屋根修理の設計監理等を行なっている。また昨年度は、京都府総務部府有資産活用課の委託を受け、京都府庁旧本館の旧議場及び廻廊等の修復整備設計業務を行なったので、本業務で判ったことのうち旧議場を中心報告したい。

## 2. 京都府庁の歴史と立地環境

京都府庁は、京都御所を西へ約300mに位置し、江戸時代末期の京都守護職上屋敷跡に立地する。京都守護職は、文久2年（1862）に京都の治安維持のために設立された幕府の役職で、会津藩主松平容保が就任し、京都所司代・京都町奉行等の上位に位置づけられた。その役宅は当初黒谷金戒光明寺内に置かれ、文久3年（1863）末にこの地に新築されが、わずか4年後の慶応3年（1867）12月に廃止された。

慶応3年（1867）12月新政府は京都町奉行所を廃止し、これに代わるものとして京都市中取締役所を置いた。同年3月には京都裁判所に名前が変わり、4月には京都府に改称と、名称と所在地がめまぐるしく変わった。明治2年（1869）に東京へ遷都すると、京都府は明治政府の京都出張所としての性格を強め、庁舎として一時的に旧京都守護職上屋敷を使用するが、明治4年（1871）二条城に移転した。旧京都守護職上屋敷の土地には、明治6年（1873）に京都府中学校が設置され擬洋風校舎が建設されたが、明治18年（1885）に二条城が離宮になると、府中学校を寺町丸太町に移転させ、再び京都府庁が戻り、校舎を転用して業務を開始し、以降現在に至るまで当地に在る。

現在の周辺環境は、近畿農政局や京都地方検察庁をはじめ京都府警察本部や上京消防署等が集積する京都市内有数の官公庁街にあって、東は京都御所・御苑に近く、西は伝統産業が集積する西陣地区、北と南には同志社大学や平安女学院等の学術ゾーンがある。ほかにも近隣には茶道関係に因む旧家や、由緒のある社寺等が点在し、充実した文化環境にある。

旧本館の正面は、市内有数の檜並木が美しい広々とした釜座通りの軸線上に位置し、みごとなアイストップとなっており、西洋建築に相応しい広がりのあるのびやかな空間構成となっている。

### 3. 建設に至る経緯

京都府庁旧本館が建設された時期は、明治維新後の新しい日本の行政制度が安定し、それと共に内容が拡大細分化した行政機能に対応する規模内容の庁舎や議事堂が必要になり、また時代の要請で洋風建築が求められ、各地で新しい様式による庁舎建築が相次いだ。

明治27年（1894）竣工の東京府庁舎でロ字型のプランが確立される。設計は妻木頼黄で、欧州市庁舎建築を模範として、庁舎建築のあるべき姿を具現化したとされるが、惜しくも戦災で焼失している。明治35年（1902）竣工の兵庫県庁舎は、山口半六の設計になるもので当時高い評判を呼んだが、昭和20年（1945）戦災で壁体を残して焼失し、その後再建されたものが今に至る。

京都府庁はこの兵庫県庁舎を参考に、正庁を正面2階中央に、背面に議場を置き、便所棟を中庭に突き出す配置とし、その後の庁舎建築の一スタイルを確立した。これは当時の大森知事が、兵庫県知事時代に最初の庁舎建築を経験し、2度目の京都ではさらによいものを目指したと、明治38年（1905）1月の日の出新聞の知事インタビューで答えていている。「…從来全国第一と称せられし兵庫県庁舎の如きも尚種々の事情より遺憾の点少からざりしに京都府庁舎は上々の出来にして…京都は敷地に余裕ありしが為め兵庫県庁より百三十坪余広く為めに議事堂の如きは兵庫県は内庭に凸出し居るに反し京都府は外庭に凸出し単に見場の能きのみならず亦至て便利なり。現今府県庁の建築としては東京、京都、兵庫の二府一県なるが吾輩が観る処によれば新式なる丈けの点に於て京都は遙かに東京兵庫を凌駕し全国第一として誇るに足るべし、…」と自負している。

工事に至る経緯では、明治27～8年頃から庁舎建設に伴う調査が始まるが、知事更迭で一時中断する。明治32年（1899）12月工費約42万円で立案し府会に上程するも、舞鶴鎮守府設置に伴う新市街建設費や丹波水害復旧費に費用が掛かり、否決される。翌年修正案が可決され、明治34年4月内務部第2課に臨時建築掛が設置され、庁舎建築に向けた体制が整う。係長に青木盤雄、建築調査設計並びに工事監督に文部省技師の久留正道、工事設計者に松室重光と一井九平、工事現場監督に一井九平と成田乙吉という陣容であった。

設計者の松室重光は、東京帝国大学に学び、大学院に在籍のまま京都市の嘱託技師に任用され、翌明治31年（1898）に京都府技師に採用されている。明治30年（1897）に始まった古社寺保存法による文化財建造物の保存事業を担当する一方、明治32年から庁舎計画に携わった。

また現在、重要文化財に指定されている明治32年竣工の旧武徳殿や、京都市指定有形文化財である明治36年（1903）竣工の京都ハリストス正教会の設計者としても知られている。

一井九平は、東京府庁舎新築時に工事掛勤務した後、明治36年5月の職員録から京都府内務部第二課府庁舎臨時建築掛に勤務している記録がある。

指導的立場の久留正道は、工部大学校（明治初期工部省が管轄した工学系教育機関で、後に東京大学と合併し現在の東京大学工学部の前身となった）第3期生で卒業し文部省に入省する。山口半六と共に明治20年代の高等教育機関の整備に従事したほか、京都帝国大学創立時には建築工事を統括した。また明治28年（1895）第4回国内博覧会（京都）、同36年第5回国内博覧会（大阪）の施設計画を担ったことでも知られている。

#### 4. 工事費についての推考

庁舎着工直前の明治34年2月、日本建築学会発行建築雑誌第170号に載った「京都府廳の建築に就いて」の記事に「昨年の京都府會に於て決定したる京都府廳の建築は、三十六萬圓の經費を以て、向ふ四ヶ年を期して成功するの豫定にて、・・・斯業に経験を有する某学士の言によれば、今回府廳舎の建築費三十六萬圓を総坪数に割當る時は、凡そ四百圓坪となる勘定なり、然るに一坪四百圓は洋風の築建としては果して十分なりや否大に疑問なり、余の見る所を以てすれば、從来京都市には一も完全なる西洋風の築建なく、今度府廳の新築はヨシ将来建範の模範たらざる迄も、苟も一市の標目として體面を維持するに足るだけの外觀を備へざるものならざる可らず。然るに近く大阪市中の少しく有名なる建物なる日本銀行、三井銀行の支店等を見るに、何れも一坪八百圓以上千圓なり。・・・」と憂いは続く。

当時としてもビッグプロジェクトであり、建築関係者の関心が高かった事を窺わせる。京都に完全なる西洋風建築がなかったかは別として（当時既に旧京都帝国博物館や同志社の一連の煉瓦造校舎等が完成している）、実際に担当者を外部から招聘した事実があり、指摘はある意味、的を得ている部分もある。

実際の工事は、日露戦争のため5年に延長され、工事予算は36万6290円、うち本館建設費は31万9219円であった。庭園整備費や家具調度費は、当時たばこ王と言われた村井吉兵衛が寄付した1万円から支出され、一部現存する当時の家具には「村井吉兵衛寄附」の金属プレートが残る。

後日、記事の指摘が気になり、現在の貨幣価値に換算できないか色々試みたので、その一部を紹介する。結果としては、明治時代と現代に共通する価値のものが存在しないので、正確な換算は難しく、最終的には企業物価指数と消費者物価指数を参考にしてみたが、この二つでも倍以上の開きが生じ、しかもどちらも現在の貨幣価値に戻すと安く感じる。当時の物

価に対する人件費の感覚や経済環境等は、現代と単純に比較し難いことが明らかになった。

#### 【消費者物価指数による試算】

工事費31万9219円を消費者物価指数を元に現在の貨幣価値に戻すと、約10億8400万円になる。これを坪単価にすると、延面積1,678.34坪なので、坪単価約64万6千円となる。

ちなみに明治39年竣工の旧日本銀行京都支店を、修理報告書の数値を以って消費者物価指数を参考に算出してみると、総工費は約6億1千万円で、坪単価約75万4千円となる。

旧日本銀行京都支店に比べると、京都府庁旧本館の延面積は約2.4倍もあり、構造は煉瓦造で小屋組が木造トラスであるのは共通している一方、上部外装仕上げは化粧煉瓦小口張りと擬石モルタル塗りで大きく異なり、内装のグレードにも差があるので、一概に比較し辛い部分がある。

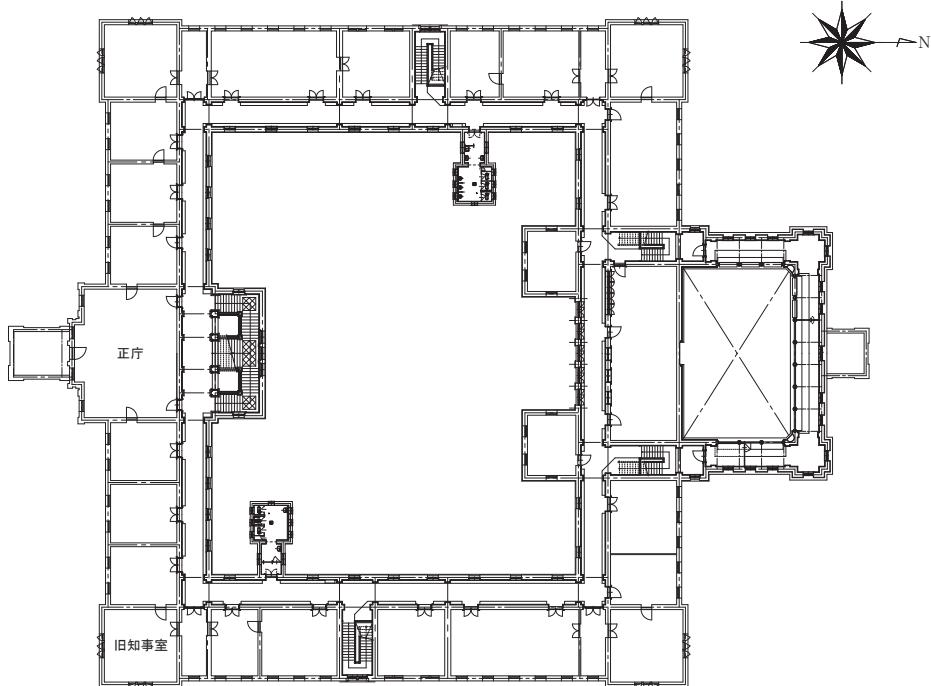
現在の貨幣価値に置き換えた坪単価60～70万というのは、現代では普通の木造住宅レベルであり、とても京都府庁旧本館や旧日本銀行京都支店が建つものではない。しかも記事による大阪の洋風建築坪単価の800～1000円とは、大きく隔たりがある。大阪の坪単価900円を同じ消費者物価指数を参考に算出すると、現在の貨幣価値で約306万円になる。

いずれにしても京都府庁旧本館は、前年予算不足で建設計画が否決された経緯もあり、相当工事費を絞り込んだものであったことが推察できる。

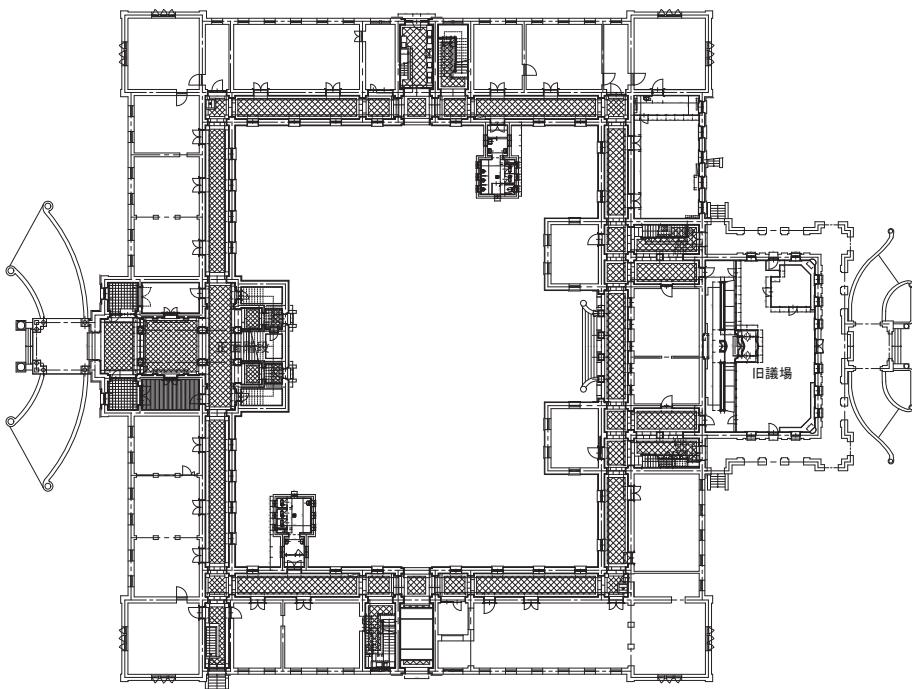
## 5. 旧本館の建築概要

京都府庁旧本館の構造は、煉瓦造で車寄せは石造とし、小屋組は木造トラスである。規模は、二階建てで一部地下室が付き、建築面積は2822.43m<sup>2</sup>である。屋根は天然スレートをうろこ状に葺き、一部を銅板瓦棒葺きとしている。

平面構成は、全体を口字型にして中庭を設け、1、2階とも廊下は中庭側に寄せて、廻廊にしている。1階南面の中央をメインエントランスとし、車寄せを設ける。玄関を入りロビー正面突き当たりには、広々とした階段が途中踊り場から左右に分かれて折れ、2階の正庁に至る。中庭の北側には、廻廊、傍聴人控室を置き、北側背面に突出させて議場が配置され、さらに北には議場用の車寄せがある。玄関と議場に挟まれた両脇は執務室が連続し、他に外部への出入口と2階に通じる階段が各4ヶ所分散する。便所は別棟で中庭に付き出ており、便所特有の問題の解消を試みている。2階は正庁の東横に応接や書記官室があり、東南角に知事室を置く。特に2階の四隅は、他に貴賓応接室や府会議長室、参事会室に充てられ、天井も他室より高く、特別な設えになっている。議場の2階は吹き抜けで、東西北とコ字型に傍聴席がある。



2階平面図



1階平面図

図1　旧本館平面図

外観意匠は、全体の様式をルネッサンス様式とし、マンサード屋根を用いる等一部ネオ・バロック的要素を加味している。外壁の材料は、腰と柱型と玄関廻りの壁に花崗岩を用いるが、外壁のほとんどは擬石モルタルで仕上げる。これは、当初石張りを予定していたが、予算圧縮のため止むを得ず変更したと言われている。

立面構成は、旧兵庫県庁舎に共通点が多く、相当参考にしたことが窺える。各立面は左右対称で、正面車寄せの柱はローマ・ドリス式とし、正序から出入りできるバルコニーを載せる。玄関部は南に張り出し、その屋根は両脇より一段高くしマンサード屋根を載せる。突出部の中央をさらに薄く張り出した1階は二面切の石積み、2階はコリント式角柱の上部にペディメントを戴き、正面の中心性を強調している。また口字型平面の四隅外側は、鉤型に張り出し、マンサード屋根を載せる。屋根には大小のドーマー窓が規則正しく配置され、立面のアクセントとして効果的である。背面中央の突出した議場部分は、大きなマンサード屋根を架け、独立棟の扱いとする。その外側をコ字で囲むように1階をアーケード、2階は傍聴席として屋内に取り込み、下屋扱いに銅板瓦棒葺き屋根で葺く。議場は身廊とし2階傍聴席が側廊の関係で、議場壁面上部には半円アーチの高窓を連続して設け、外観は三層構成にしている。アーケードの北面中央には、フラットルーフの車寄せが付く。アーケード部分は擬石モルタルに石積み風の目地を切り、要石の上と車寄せ柱型に石材装飾を施し、議場以外の部分とは意匠の違いを見せている。

内部は、壁・天井とも漆喰塗りを基本とし、玄関廻りの床や腰に花崗岩、鏡板や階段手摺に大理石、メイン階段廻りは特に京都白川産の花崗岩を用いる。廻廊はアーケードにし、1階の床は洗出し仕上げ、2階の現状はリノリウム敷きの中央をニードルパンチカーペット張りとする。室内は用途のグレードにより、腰板張りや天井を格天井や折上げ小組格天井にする。

石膏及び木造の彫刻は、アカンサストリボンをモチーフにしたものが多く見られ、この建物における一貫したテーマのようである。

設備で特筆すべき一つは暖房設備で、「周囲煉化壁ニシテ地中ニ設置」したボイラー室から、恐らく暗渠で配管し蒸気を送り、各室にラジエーターを設置していた。そのため床下、天井裏にはスチームの配管が巡らされ、所々上下を貫通する豎管が露出している。

明治25年（1892）に京都市営により蹴上で発電が開始され、明治27年（1894）には京都電気鉄道会社が設立され電車が走り出しており、旧本館建設時には電気が引き込まれていたと考えられ、建築雑誌第219号にも「電燈」を「配置し」と記述されている。主要室は、古い写真からシェードが花の形になったシャンデリアが設置されていたことが判っているが、廊下や執務室については今のところ資料が無く数量形状は不明である。



写真1 正面階段付近



写真2 正面階段踊場から2階を見る



写真3 2階正序前廊下から正面階段を見る



写真4 1階北側廻廊 左手は中庭 往時右手窓の奥は議員控室としていた



写真5 北階段東を1階から見る



写真6 北階段西 踊場から2階を見る

工事着工前の明治34年9月には現場の地質調査が行われ、その試験結果に基づき基礎は、10尺（約3m）下がりにある堅固で厚み15尺（約4.5m）以上の砂利層を支持層とし、その上にコンクリートを打設し、煉瓦を積んで「石台」を置いたとされる。

工事のうち、「根伐及コンクリ打工事」は大西乙五郎が、「木工作小屋組工事」「屋根明り取空気抜き木工作工事」「階上階下天井及蛇腹共木摺拵工取付」「正庁其他格天井腰羽目各室造作工事」を猪熊通三条南入で宮大工を嘗む棟梁三上吉兵衛（吉右衛門）が請け負ったことが判っている。また庭園設計は、平安神宮神苑や山縣有朋別荘の無鄰菴庭園等を手掛け、近代日本庭園先駆者とされる七代目小川治兵衛である。

## 6. 旧本館の変遷

大正4年（1915）11月の大礼の際の旧本館は、一部の部屋を京都滞在中の内閣関係者の事務室に割り当てられており、図面資料が残る。

昭和3年（1928）の大礼でも内閣及び内務省の出張所等が庁内に設けられることになり、竣工後24年が経過したことから部分改修が行なわれた。その概要是記録から、議員控室等一部室内を塗装。議場は窓掛を設置し、正庁・貴賓室・知事室等は壁紙を張り、綾通及び絨毯を敷き、窓掛を設置、2階廊下と階段と各室にリノリウムを敷込む。便所は浄化槽を設け水洗化、本館に照明84基の設置、廊下上下4ヶ所に消火栓を設置したこと等が判る。

その後の主だった変遷は以下のとおり。

- ・昭和44年 府議会が新議事堂に移転。
- ・昭和46年 知事室が新館（現2号館）に移転。
- ・昭和58年4月 京都府指定有形文化財 府指定第1号。
- ・昭和63年10月 旧議場の内装設備を整え、府政情報センターに用途を変更。
- ・平成9～11年 屋根と外壁を大規模修繕。
- ・平成16年12月 重要文化財指定。
- ・平成25年3月 府政情報センターを旧議場から1階北西の部屋に移転。

現在は、人事委員会や府民力推進課、選挙管理委員会等の通常業務に使用されている他、NPO法人に委託して旧知事室や旧食堂を常時公開するほか、中庭の枝垂れ桜や容保桜等の開花時期に合わせた「観桜祭」、「京都こだわりマルシェ」等の定期的なイベント、結婚式をはじめ申し込みによる正庁や館内の貸し付け、映画やテレビのロケ等、保存だけでなく利用基準を定めて一般公開するなど活用を行なっている。

## 7. 旧議場内装の概要

旧議場は、1階が議場で $214.8\text{m}^2$ 、2階が傍聴席で $120.4\text{m}^2$ ある。1階は南北約 $11.8\text{m}$ 東西約 $18.2\text{m}$ の長方形の平面をし、長辺の南面中央に議長席を設ける。旧議場への出入口は議長席背面の両側に廊下からの出入口があるほか、東西と北面のアーケードに面した出入口の計5ヶ所がある。アーケードに面した出入口を挟んで左右対称に、両内開き窓を配する。議場の装置は、議長席の両隣に7人程度着席できる理事者席がある。議長席は一番床が高く設えられ、理事者席と演壇はそれより2段下がる。この床レベルが、議場の外部に繋がる標準床レベルである。議員席は標準床レベルから3段下がったところが一番低く、議員席を扇状にして、各段1列ごとに議席を雛壇状に配置する。現状は議長席、理事者席、演壇が残るが、椅子類はない。議員席は昭和に取替えられたが、その取替えられた椅子と机も撤去されている。



写真7 竣工後間もない議場（古写真）  
左側中央が議長席、その前が演壇、議長席両側が理事者席



写真8 旧議場は平成25年3月まで府政情報センターとして使用していた



写真9 現在の傍聴席



写真10 1、2階のニッチ

傍聴席は、一旦議場の南側を出てすぐの西か東の北階段を上がった踊り場突き当りから入る。議場の三方を傍聴席が囲み、入り口に連なる傍聴席標準床レベルから2段下がり、各段雑壇状になって長椅子が組み込まれていた。長椅子は現在撤去されているが、段鼻に脚部の痕跡を残している。傍聴席と議場上部吹き抜けの境は、トスカナ式オーダーの鋼管製円柱を均等に配し、柱間にアーチの垂壁と高さ約60cmの低い手摺壁で仕切る。円柱とアーチ部分の構造的な取り合いは、調査の機会が無く不明である。

議場の議員席部分は2層分あり天井高は約8.8mと高く、三方の高窓から届くハイサイドライトが室内を明るくし、艶のある濃茶色の格天井で空間を引き締めている。議長席の天井高は約6.8mと1段低いペイント塗りのスノコ型天井で、議員席側と小壁で仕切る。この小壁のレベルと傍聴席床レベルの2層の四周にエンタブレチュアを巡らせ、1、2階の腰羽目板と相俟って重厚さを感じさせる。また北面の東西入隅には、各階に半円ドームにシェルの漆喰彫刻を施したニッチが設けられ、装飾的な空間演出がなされている。



写真11 竣工後間もない傍聴席（古写真）

## 8. 旧議場のカーテンと絨毯について

旧議場の内装については、竣工後間もなく撮影されたと思われる数枚の古写真（その一部である写真7・写真11を参照）が重要な資料となった。そのうち特に装飾的な役割を果たしているカーテンと絨毯について、織物文化館に調査を委託した。

議長席の背面の壁には大きなカーテンがあり、また傍聴席と吹き抜け境の連続アーチに添ってカーテンが掛けられていた。いずれも体裁を見ると実用的ではなく、装飾として設けられていたと思われる。なお1階の窓上部に残るバランスは後年設けられたもので、昭和の大礼時設置したと考えられる。

### 【議長席背面のカーテン】

議長席背面の幅約2.2m高さ約5.2m奥行約0.26mの窪み（ニッチ）に、カーテンがセンタークロススタイルで掛かる。カーテン生地の端部にはフレンジを付け、上部のカーテン取り付け部分をスワッグ、ジャポーで隠し、ジャポーの端部はタッセルで纏めコサージュで装飾していると見て取れる。カーテンは床から1.2～3m程度の高さの位置で、大きな房飾りを付けたタッセルで束ねている様子が窺える。

カーテンは開閉のできない装飾品として扱われていたと見られ、その取り付け方法はニッチの壁に釘穴らしきものが8箇所程度見つかっており、小角材を釘打ちした痕跡と考えられ、それにレールかあるいは直接カーテンを留めたと推測される。このカーテンは戦後の昭和23年（1948）以降の議場内の写真には一切写っておらず、昭和20年前後には撤去されたものと思われる。

織物文化館所蔵の裂地を調査した結果、同じ織柄のものは見つからなかった。しかし時代背景等を鑑みると次のような推測が出来るとの報告を受けた。

織柄は襞に隠れ定かではないが、当時装飾裂に多く用いられた生地幅中央で柄が左右対称（シンメトリー）の屏風織の構成と考えられる。屏風織は、明治40年代に広幅力織機が登場し普及するまでは、頻繁に用いられた。当時の室内装飾裂のほとんどが絹織物であったことから、このカーテンも絹織物であったと思われる。

### 【傍聴席のカーテン】

傍聴席と吹き抜けの境のアーチに掛かるカーテンは、幅約2m高さは手摺壁の天端から約2.2mである。昭和41年ごろまであったが、昭和42年2月の写真では写っていない。しかしカーテンバーを受けるフックとタッセルフックがほとんど残っており、これは写真と合わせると当時のものと思われるが、カーテンを吊るすための丸環は失われている。カーテンはフックの位置から推察すると、円柱や垂壁との間や裾に隙間が生じるため、実用の暗幕ではなく、専ら装飾であったと考えられる。カーテンは木製と思われる太い丸環をカ-

テンバーに通し、センタークロススタイルで、1つのタッセルフックで柱を挟んだ両側のカーテンを纏め、カーテンの裾は交互に折畳み襞を作り、タッセルに付けたコサージュと房で飾っていたようである。カーテンは傍聴席側に裏地らしきものが付いているが、カーテン生地は両面使用できる織り方がされていたようで、議場側は濃い地色、傍聴席側のタッセルより下にわずかに見える部分は地色が薄く柄が濃い色で線描き状であったことが見て取れる。

竣工後間もない写真（写真11）を参考にすると、カーテン生地の柄は、織物文化館に保管されている裂地の「牡丹」と同じであることが判明した。この生地も議長席背面のカーテンと同じく、屏風織である。織物文化館には同柄で5色の裂地（緑・赤・こげ茶・茶・あずき）があったが、当時の議場装飾で主に用いられていた緑・赤・こげ茶について成分分析した結果、いずれも重量的には絹10%綿90%で、タテが諸撚絹糸28デニール／2、綿糸30番手／2、ヨコは片撚絹糸21デニール／8×2、綿糸62番手／2×10、染料は元素分析では特定の成分が検出されなかつたが、色調の鮮やかさと化学鑑定法による合成染料種の判定により、化学染料（当時既に国産化されていた）を用いていることが判った。

傍聴席の外壁側の窓にも、カーテンが付いていた痕跡があるが、昭和41年の写真から現れるのでその頃設置され、議場として使われなくなつてから撤去されたものと思われる。

#### 【旧議場と傍聴席の絨毯】

旧議場には現在2種類の絨毯があり、上下に重なる場所があつたのでその新旧が判つた。古い方は、絨毯同士の端部が糸かがりで仕上られたウール100%のウイルトンカーペットである。但しこれが当初の絨毯であるとの確証が得られず、昭和44年（1969）新議事堂が出来るまでの65年間張り代えなかつたとは考えにくく、今後の調査が待たれる。古い方のカーペットの下には菰状の敷物があり、フェルト代わりに敷かれていたと思われる。

傍聴席のカーペットは、ニードルパンチカーペット、ウイルトンカーペット、着色した麻を綾織したもののが現存する。ニードルパンチカーペットは新しいもので、ウイルトンカーペットは議場の古いウイルトンカーペットと同じものである。麻は、一部ウイルトンカーペットの下に敷かれフェルト代わりかと思われたが、着色された柄織であることを考えると、化粧材でありウイルトンカーペットより古式と考えられる。

## 9. 議場の床について

現在の旧議場は、昭和62年（1987）5月に倉庫として使用するため床の上に木組みをし長尺シートを張りパーテーションを設けた。昭和63年10月に府政情報センターとして使用するために、照明コンセントを改修し、床にカーペットを張り傍聴席境にカーテンを架ける

等の改修を行なって平成24年度まで利用されていた。

それ以前、昭和30～40年代に議員席がメラミン化粧板張りの新しいものに取替えられた際に、雛壇部分を改修し、踏面奥行きを広くする改修を行なっている。今回の調査時点ではまだ府政情報センターとして機能していたため、部分的に解体して確認するに留まつたが、元の雛壇の鼻先の一部を欠き込んで転ばし根太を置き、踏面の奥行きを深くし、最下段は約1m演壇に近づいていた。

昭和30年（1955）の議会の写真には、議員席の足元奥の床に金属グリルのようなものが写っており、ラジエーターがあったのではないかと推測して探したが、今回の調査では金属グリルも配管等の痕跡も見つからず、床板に約32mm径の穴がいくつか確認できたが用途については確認できていない。

当時の床の施工は、標準床レベルの外周部分を除き、まず最下段を敷き詰め、墨を出して2段目、3段目と重ねていた。床板は本実加工した化粧板の上から釘打ちしており、竣工間もない写真から見ても当初から敷物があったことが判っている。

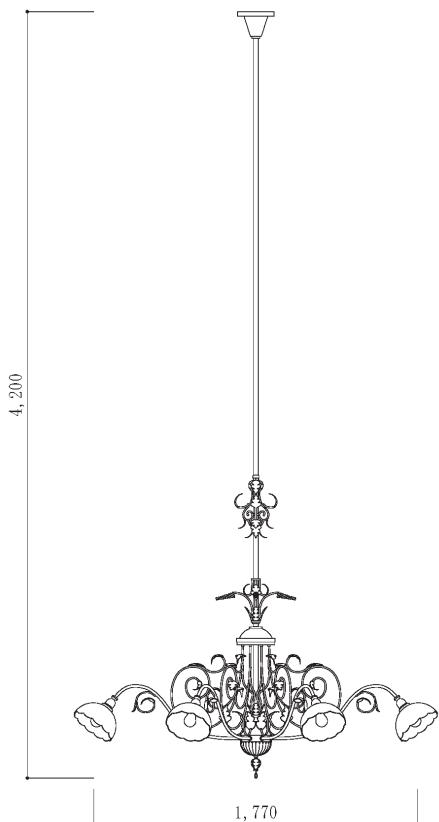


図2 復原シャンデリア姿図

## 10. 旧議場のシャンデリアについて

旧議場の竣工後間もない写真（写真7・写真11）に写っているシャンデリアの復原を試みた。

旧議場に、シャンデリアが5台あったことは、格天井交点に器具吊り元が残っており明らかである。形状は花型のシェードが8個あり、真鍮と思われる金属で唐草を描き、ところどころに蔓や葉を配した優美なものであった。大きさは高さが天井から約4m、径は約1.8m位であったと考えられる。

昇降装置の有無は、当時のシャンデリアが撤去されており、現在小屋裏に残る中央の1台は昭和の大礼の際に取替えられたシャンデリアのものと考えられる。議場の天井裏は、かなり出入りし難い構造であること等も考慮すると、昇降装置はなかった可能性が高い。

## 11. 今後の利活用について

京都府庁旧本館は、平成26年（2014）に竣工後110年を迎える。これまでの長い歴史の中で、傷んだ部分の大小の修理、利活用のための最小限の改修等がされてきたが、部分的に老朽化が否めないところ、また過去の利活用のための改修が老朽化し抜本的な修理を必要としているところ等が散見される状態にある。旧議場はそのひとつで、現存する唯一の明治期の議場であるが、往時の姿から改変されており、今後修復整備を進めてより文化財に相応しい新たな利活用が望まれている。

### 参考文献（順不同）

『京都府庁本館調査書（明治百年記念調査中より）』財団法人京都府文化財保護基金 1967年

『京都府庁旧本館』京都府

「京都府廳の建築に就て」『建築雑誌第170号』日本建築学会 1901年 所収

「新築京都府廳」『建築雑誌第219号』日本建築学会 1905年 所収

『昭和大礼京都府記録』上下巻 京都府編 1929年

「明治十四年以来神社仏閣諸宿舎諸学校諸会社諸官宅建築工事請負成功箇所 履歴書 棟梁三上吉兵衛」三上家所蔵  
京都府立資料館所蔵の京都府所管行政文書「新序舎二閨スル書類」明治36年7月～38年3月 内務部第五課用度係  
『明治の建築 京都府庁旧館を21世紀に』京都府庁旧館を考える会 1993年

中村昌生 建部恭宣「近代の京大工と近江」『普請第38号』財団法人京都伝統建築技術協会 1998年 所収

# 史跡日吉神社境内 宇佐竈殿社保存修理工事について

研究員 古莊 貴也

## 1. 指定

名 称：日吉神社境内

種 別：史跡

指定年月日：昭和48年10月9日

場 所：滋賀県大津市坂本

比叡山を神体山とする祭祀の場として成立し、延暦寺建立以降はその守護神として発展してきた神社地であり、国宝や重要文化財建造物も所在し、古代の様々な祭祀形態を伝える史跡である。

## 2. 建物概要

竈殿は下七社のなかに大宮竈殿、二宮竈殿がある。あと百八社のなかに竈殿があり、それがこの宇佐竈殿に当たると思われる。建立年代を示す資料は発見できない。

一間社流見世棚造、柿葺、梁行2.46m、桁行1.75m。自然石礎石立ちで、身舎は丸柱、庇は角柱とし、地長押、内法腰長押、内法長押を廻す。身舎、庇とも柱頂部に舟肘木を組む。三方に縁勾欄を廻し、背面柱筋に脇障子を備える本格的な造りであるにもかかわらず、正面に階を造らず、正面縁板のすぐ下の高さに見世棚を造る、やや変則的な造りである。

## 3. 工事前の状況

地盤が南東に向かって傾斜しており、礎石・縁石等が一部乱れ、地覆・柱脚部は腐朽し、板壁には隙があき、内陣の床・天井は欠失していた。破風板や軒裏は腐朽劣化により破損が著しかった。高欄、建具は破損が著しく、塗装は概ね剥離していた。柿葺は経年劣化及び腐朽が著しく、漏水により小屋組の腐朽折損が甚だしく、内陣の天井、床板はほぼ全て崩落していた。鎔金物は劣化・欠損が多数みられた。

## 4. 修理方針

解体修理とした。地盤を整備のうえ礎石等を据え、木部の破損箇所補修を行い、屋根は全面葺替とした。鎔金物は水銀鍍金と焼漆塗装による新補及び補修とした。木口、縁板、箱棟はそれぞれ胡粉塗、弁柄塗、墨塗とした。

当初と思われる番付けが多数残り、桁梁、棟木、舟肘木、化粧垂木等に墨書が見られた。

## 5. 工事期間

平成24年5月～平成25年3月

## 平成24年度 研究報告

件名
ノンケミカル防蟻施工の研究（その2）
新防蟻剤の開発研究
24時間見守り安否確認サービスの効果に関する調査研究
介護施設等の設計・計画に関する調査研究
粒子による物理的防蟻層の効力試験
断熱材の防蟻性能
MDF の防蟻性能の評価
防腐剤ホートキシン CT の抗力試験
防蟻剤サニサイド AV-E の性能（室内試験）
防蟻剤サニサイド AV-E の性能（野外試験）
防腐剤サニサイド AV-E の性能（室内試験）
東近江市庁舎耐震診断等総合評価
表面処理用木材防腐・防蟻剤の性能評価
給湯システムの放熱損出に関する研究
表面処理薬剤の防蟻性能試験
ノンケミカル防蟻施工の研究（その3）
新防蟻剤の開発研究
住宅断熱用材料の防蟻性能評価
新規木材防腐・防蟻剤の性能評価
防蟻性塗料の室内性能評価
防蟻性塗料の屋内性能評価
浸潤性塗布剤の性能試験（室内防蟻試験）
浸潤性塗布剤の性能試験（野外試験）
地域包括ケアの構築に向けた高齢者の住まいの環境を支援する環境整備のあり方に関する調査研究
東本願寺御影堂門の耐震性能・耐久性能評価調査
浸潤性塗布剤の性能試験（室内防腐試験）
市立愛東コミュニティーセンター他建物耐震診断等評価業務
防蟻性能試験（3薬剤）
新規木部処理製剤（表面処理用）の性能評価
市立能登川スポーツセンター建物耐震診断等評価業務
防蟻性塗料の室内性能評価
土壤処理用防蟻剤（MIE-1009）の性能の評価
ホウ酸系木材保存剤の防腐防蟻性能評価
市立平田コミュニティーセンター他建物耐震診断等評価業務
市立愛東コミュニティーセンター他建物耐震診断等評価業務

## 平成24年度 事業報告

### 1. 文化財建造物に関する工事等（完了）

建 造 物 名	所 在 地	委 託 者	工事期間	備 考
京都府庁旧本館	京都市上京区	京都府	23.12～ 24.9	重文 修理設計
雑華院本堂	京都市右京区	(宗)雑華院	23.9～ 25.2	史跡 修理・構造補強
建仁寺法堂・開山堂	京都市東山区	(宗)建仁寺	23.11～ 25.3	府指定 修理
移情閣	神戸市垂水区	兵庫県	24.9～ 25.3	重文 修繕
本隆寺 祖師堂	京都市上京区	(宗)本隆寺	24.2～ 24.4	府指定 修理設計
旧武藤邸	兵庫県神戸市	兵庫県	24.5～ 25.3	登録 報告書作成
日根神社長屋門他	泉佐野市	(宗)日根神社	24.6～ 25.3	史跡 修理
日吉大社・竈殿社	滋賀県大津市	(宗)日吉大社	24.4～ 25.3	史跡 修理

### 2. 文化財建造物に関する工事等（継続）

建 造 物 名	所 在 地	委 託 者	工事期間	備 考
草津本陣男衆部屋・蔵	滋賀県草津市	草津市	23.6～ 26.3	史跡 修理
醍醐寺 新居間・土塀・松月亭	京都市伏見区	(宗)醍醐寺	23.4～ 26.3	史跡 修理
和田岬砲台	兵庫県神戸市	三菱重工業(株)	22.4～ 26.3	史跡 修理
妙覺寺祖師堂	京都市上京区	(宗)妙覺寺	24.2～ 27.10	府指定 修理
金剛輪寺明壽院	滋賀県愛荘町	(宗)明壽院	24.3～ 26.3	名勝 修理
旧藤原家住宅	大阪府豊中市	(公財)大阪府文化財センター	25.2～ 25.7	府指定 修理
相国寺方丈	京都市上京区	(宗)相国寺	22.9～ 25.9	府指定 修理
賀茂御祖神社河合神社透塀	京都市左京区	(宗)賀茂御祖神社	24.12～ 26.3	史跡 修理

## 3. 文化財建造物防災事業（完了）

平成24年度

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
知恩院	京都市東山区	(宗)知恩院	23.2~ 25.3	国宝・重文 総合防災

## 4. 文化財建造物防災事業（継続）

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
建仁寺	京都市東山区	(宗)建仁寺	24.6~ 25.9	重文 消火栓設備改修
神護寺	京都市右京区	(宗)神護寺	24.8~ 25.9	国宝 消火栓設備改修

## 5. 社寺等日本建築（完了）

平成24年度

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
南禅寺 収蔵庫	京都市左京区	(宗)南禅寺	23.4~ 24.8	改修
野中寺	大阪府羽曳野市	(宗)野中寺	23.4~ 24.9	修理・新築
称名寺本堂・山門	大阪府松原市	(宗)称名寺	21.10~ 24.5	修理
建仁寺 三門・開山堂樓門	京都市東山区	(宗)建仁寺	23.3~ 25.1	修理
京都大宮仙洞御所他	京都市上京区	宮内庁	24.10~ 25.2	調査・耐震診断
神崎煉瓦ホフマン窯	京都府舞鶴市	(公財)舞鶴文化教育財団	23.12~ 25.3	登録 修理
山本能楽堂	大阪市中央区	(公財)山本能楽堂	24年度	登録 技術指導

## 6. 社寺等日本建築（継続）

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
相国寺 東京別院 方丈・客殿	東京都港区	(宗)相国寺	20.6~ 26.12	新築
常光寺本堂	京都府長岡京市	(宗)常光寺	23.1~ 25.11	新築
東光寺本堂	滋賀県東近江市	(宗)東光寺	24.6~ 26.6	修理

## 7. 耐震診断・建物耐震性能評価等（完了）

平成24年度

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
奈良女子大学記念館	奈良県奈良市	(学)奈良女子大学	24.8~ 25.2	重文 耐震診断
深専寺 庫裏	和歌山県有田郡	(宗)深専寺	24.7~ 25.3	県指定 耐震診断
大阪大学弓道場ほか	大阪府豊中市	(学)大阪大学	24.9~ 25.3	耐震診断
旧藤原家住宅	大阪府豊中市	(公財)大阪府文化財センター	24.11~ 24.11	府指定 耐震診断
京都大学本山団地	京都市	(学)京都大学	24.4~ 24.8	耐震診断
京都大学吉田寮	京都市左京区	(学)京都大学	24.4~ 24.6	耐震診断
賀茂御祖神社橋殿ほか3棟	京都市北区	京都府	24.12~ 25.3	国宝・重文 耐震診断

## 8. 耐震診断・建物耐震性能評価等（継続）

平成23年度

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
祇園甲部歌舞練場	京都市東山区	(学)八坂女紅場学園	24.7~ 26.3	登録 耐震診断
金剛峰寺中門	和歌山県伊都郡	(宗)金剛峰寺	22.4~ 26.3	新築

## 編集後記

平成25年（2013年）6月

会報25号をお届けします。

本号の巻頭言は非常勤研究員吉田治典岡山理科大学教授にお願いしました。建築と省エネルギーの現状や評価法の課題について、世界的視野から性能検証ミッショニングCxの重要性をわかりやすく解説して頂きました。

報告では、当協会が過去断続的に耐震調査、保存活用計画立案、保守保存工事に関わってきた京都府庁旧本館のなかでとくに旧議場を中心に行った調査で判明したところを纏めた内容を伝統建築部門建造物担当部門主席研究員野々部万美恵氏から原稿にして頂きました。その他、大津市坂本に所在する史跡日吉神社宇佐竈殿社の保存修理工事の概要を、伝統建築部門防災担当グループ研究員古荘貴也氏に紹介して頂きました。

当協会も一般財団法人の新制度に移行して以来一年が経過しました。以来順調に財団の活動を推進しております。それも新役員の先生方のご指導や伝統建築部門、事務局の構成員各位、非常勤研究員の皆様のご協力の賜であります。末尾の非常勤研究員名簿では、順不同ではありますが、大学・研究機関毎にグループ化して、多少とも見やすく致しました。

（加藤邦男）

### 建築研究協会誌 第25号

平成25年(2013年)6月30日

発行 一般財団法人 建築研究協会

〒606-8203 京都市左京区田中閑田町43

電話 075-761-5355

FAX 075-751-7041

印刷 有限会社 木村桂文社

Architectural Research Association

25

2013 • 6